

5 (略)

(職員の配置の基準)

第十一条 (略)

2 生活指導員、寮母及び看護婦又は准看護婦の総数は、通じておおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

第十二条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(給食)

第十三条 給食は、あらかじめ作成された献立に従つて行うこととし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。

(健康管理)

第十四条 入所者については、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行なわなければならない。

(衛生管理)

第十五条 入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(生活指導等)

第十六条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能

5 (略)

(職員の配置の基準)

第十一条 (略)

2 生活指導員、寮母及び看護婦又は准看護婦の総数は、通じておおむね被收容者の数を五・四で除して得た数以上とする。

(居室の收容人員)

第十二条 一の居室に收容する人員は、原則として四人以下とする。

(給食)

第十三条 給食は、あらかじめ作成された献立に従つて行うこととし、その献立は栄養並びに被收容者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。

(健康管理)

第十四条 被收容者については、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行なわなければならない。

(衛生管理)

第十五条 被收容者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(生活指導等)

第十六条 救護施設は、被收容者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、被收容者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機

を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

5 (略)

(規模)

第十七条 更生施設は、五十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第十八条 更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 一十四 (略)

2・3 (略)

(職員の配置の基準)

第十九条 (略)

2 生活指導員、作業指導員及び看護婦又は准看護婦の総数は、入所人員が百五十人以下の施設にあつては六人以上、入所人員が百五十人を超える施設にあつては六人に百五十人を超える部分四十人につき一人を加えた数以上とする。

(生活指導等)

能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 被收容者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 一週間に二回以上、被收容者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

5 (略)

(規模)

第十七条 更生施設は、五十人以上の人員を收容することができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第十八条 更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、被收容者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 一十四 (略)

2・3 (略)

(職員の配置の基準)

第十九条 (略)

2 生活指導員、作業指導員及び看護婦又は准看護婦の総数は、收容人員が百五十人以下の施設にあつては六人以上、收容人員が百五十人を超える施設にあつては六人に百五十人を超える部分四十人につき一人を加えた数以上とする。

(生活指導等)

第二十条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体に適合する更生計画を作成し、これに基づき指導をしなければならない。

2 (略)

(作業指導)

第二十一条 更生施設は、入所者に対し、前条第一項の更生計画に従つて、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たつては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(設備の基準)

第二十九条 宿所提供施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 五 (略)

2・3 (略)

第二十条 更生施設は、被收容者の勤労意欲を助長するとともに、被收容者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう被收容者各人の精神及び身体に適合する更生計画を作成し、これに基づき指導をしなければならない。

2 (略)

(作業指導)

第二十一条 更生施設は、被收容者に対し、前条第一項の更生計画に従つて、被收容者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たつては、地域の実情及び被收容者の職歴を考慮しなければならない。

(設備の基準)

第二十九条 宿所提供施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、被收容者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 五 (略)

2・3 (略)

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）

（第十一条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職員の資格要件）</p> <p>第五条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></p> <p>2 生活指導員は、<u>社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></p>	<p>（職員の資格要件）</p> <p>第五条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第十八条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></p> <p>2 生活指導員は、<u>社会福祉事業法第十八条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></p>

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）

（第十一条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職員の資格要件）</p> <p>第五条 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></p> <p>2 生活相談員は、<u>社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p>	<p>（職員の資格要件）</p> <p>第五条 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第十八条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></p> <p>2 生活相談員は、<u>社会福祉事業法第十八条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p>

○障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）

（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十七条第二号の厚生省令で定める施設）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）に基づく国立療養所又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第二条第三項第九号</u>に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの</p> <p>七～九 （略）</p> <p>（認定の請求）</p> <p>第二条 法第十九条の規定による障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p>	<p>（法第十七条第二号の厚生省令で定める施設）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）に基づく国立療養所又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第二条第三項第五号</u>に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの</p> <p>七～九 （略）</p> <p>（認定の請求）</p> <p>第二条 法第十九条の規定による障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉事業法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（令第一条に規定する厚生省令で定める要件）</p> <p>第一条 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百五十二号）第一条に規定する厚生省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次に掲げる要件のすべてに該当する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「民法法人」という。）であること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 当該民法法人が次の(1)から(3)までに掲げる事項のうちいずれかの事項及び(4)に掲げる事項に該当し、又は(5)に掲げる事項に該当すること。</p> <p>(1)〜(4)（略）</p> <p>(5) <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第六十九条</u>第一項の規定により同法<u>第二条第三項第九号</u>に掲げる事業を行う旨の届出を出し、かつ、厚生大臣の定める基準に従つて当該事業を行っていること。</p> <p>ホ（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（令第一条に規定する厚生省令で定める要件）</p> <p>第一条 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百五十二号）第一条に規定する厚生省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次に掲げる要件のすべてに該当する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「民法法人」という。）であること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 当該民法法人が次の(1)から(3)までに掲げる事項のうちいずれかの事項及び(4)に掲げる事項に該当し、又は(5)に掲げる事項に該当すること。</p> <p>(1)〜(4)（略）</p> <p>(5) <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第六十四条</u>第一項の規定により同法<u>第二条第五号</u>に掲げる事業を行う旨の届出を出し、かつ、厚生大臣の定める基準に従つて当該事業を行っていること。</p> <p>ホ（略）</p> <p>二・三（略）</p>

改正案	現行
<p>（指定施設の範囲）</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所</p> <p>六 (略)</p> <p>七 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通動寮及び知的障害者福祉ホーム</p> <p>八～十一 (略)</p>	<p>（指定施設の範囲）</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所</p> <p>六 (略)</p> <p>七 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通動寮及び知的障害者福祉ホーム</p> <p>八～十一 (略)</p>



改 正 案	現 行
<p>（介護支援専門員）</p> <p>第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十五条の二第一項の厚生省令で定める要件は、第一号、第二号及び第三号の期間が通算して五年以上であること並びに第四号の期間が通算して十年以上であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（次号において「相談援助の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（次号において単に「老人福祉施設」という。） 、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法第三十二条に規定する補装具製作施設を除く。）及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第二項に規定する精神保健福祉センター及び同法第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法（昭和三十三年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設及び</p>	<p>（介護支援専門員）</p> <p>第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十五条の二第一項の厚生省令で定める要件は、第一号、第二号及び第三号の期間が通算して五年以上であること並びに第四号の期間が通算して十年以上であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（次号において「相談援助の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（次号において単に「老人福祉施設」という。） 、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法第三十二条に規定する補装具製作施設を除く。）及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第二項に規定する精神保健福祉センター及び同法第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十三条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設</p>

同法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

- ロ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービス事業、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三第一項に規定する精神障害者地域生活援助事業、知的障害者福祉法第四条第五項に規定する知的障害者地域生活援助事業その他これらに準ずる事業の従業者

- 三 イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技能を修得したものと認められるもの（次号において「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（次号において「介護等の業務」という。）に従事した期間
- イ 老人福祉施設（老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。）、身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設、知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第三項に規定する療養型病床群に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

四 (略)

- 及び同法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- ロ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービス事業、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三第一項に規定する精神障害者地域生活援助事業、知的障害者福祉法第四条第四項に規定する知的障害者地域生活援助事業その他これらに準ずる事業の従業者

- 三 イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉事業法第十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技能を修得したものと認められるもの（次号において「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（次号において「介護等の業務」という。）に従事した期間
- イ 老人福祉施設（老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。）、身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設、知的障害者福祉法第二十一条の五に規定する知的障害者更生施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第三項に規定する療養型病床群に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

四 (略)

改正案	現行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年厚生省令第四十五号。以下「法」という。）第十九条第一項第二号の規定に基づく養成機関及び講習会の指定に関しては、この省令の定めるところによる。</p> <p>（養成機関の養成課程）</p> <p>第二条 法第十九条第一項第二号に規定する養成機関（以下「養成機関」という。）の養成課程は、昼間課程、夜間課程及び通信課程とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（指定の申請手続）</p> <p>第三条 養成機関について、法第十九条第一項第二号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成機関にあっては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。この場合において、設置者が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄附行為その他の規約を添えなければならない。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（変更の承認及び届出）</p> <p>第四条 法第十九条第一項第二号の指定を受けた養成機関（以下「指定養</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 社会福祉事業法（昭和二十六年厚生省令第四十五号。以下「法」という。）第十八条第一項第二号の規定に基づく養成機関及び講習会の指定に関しては、この省令の定めるところによる。</p> <p>（養成機関の養成課程）</p> <p>第二条 法第十八条第一項第二号に規定する養成機関（以下「養成機関」という。）の養成課程は、昼間課程、夜間課程及び通信課程とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（指定の申請手続）</p> <p>第三条 養成機関について、法第十八条第一項第二号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成機関にあっては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。この場合において、設置者が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄附行為その他の規約を添えなければならない。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（変更の承認及び届出）</p> <p>第四条 法第十八条第一項第二号の指定を受けた養成機関（以下「指定養</p>

成機関」という。)の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項に限る。)  
 。)又は同項第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(講習会の申請手続)

第十一条 法第十九条第一項第二号に規定する講習会(以下「講習会」という。)の指定を受けようとする都道府県又は市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

一七 (略)

(変更の承認及び届出)

第十二条 法第十九条第一項第二号の指定を受けた講習会(以下「指定講習会」という。)を実施する都道府県又は市町村(以下「実施者」という。)は、前条第一号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。

2 (略)

別表第三

区分	科 目	時 間 数
(略)	(略)	(略)
習	一・二 (略)	(略)
実	三 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、婦人相談所、保健所、精神保健福祉センター、老人介護支援センターその他の相談機関	(略)

成機関」という。)の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項に限る。)  
 。)又は同項第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(講習会の申請手続)

第十一条 法第十八条第一項第二号に規定する講習会(以下「講習会」という。)の指定を受けようとする都道府県又は市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

一七 (略)

(変更の承認及び届出)

第十二条 法第十八条第一項第二号の指定を受けた講習会(以下「指定講習会」という。)を実施する都道府県又は市町村(以下「実施者」という。)は、前条第一号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。

2 (略)

別表第三

区分	科 目	時 間 数
(略)	(略)	(略)
習	一・二 (略)	(略)
実	三 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、婦人相談所、保健所、精神保健センター、老人介護支援センターその他の相談機関	(略)